

議案第53号

**静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について**

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市
条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を、「修了
したもの」の次に「(放課後児童支援員となった日から起算して1年を経過する日の属する年度
の末日までに修了することを予定しているものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。